



羽教学第1249号
令和2年5月25日

市内各小・中学校長 様

羽生市教育委員会教育長

羽生市立小・中学校の臨時休業後の教育活動の再開等について（通知）

標記の件について、臨時休業後の教育活動の再開等について下記のとおり御対応をお願いします。

記

1 学校再開に向けた方針

- 令和2年6月1日から学校再開とする。
※分散登校等は実施せず、通常通りの登下校とする。
- 学校再開、教育活動再開に当たっては、令和2年5月22日付教義指第199号「6月以降の段階的な学校再開について」内の「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）（ver.1）」（以下「県ガイドライン」と言う）及び別紙1「彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言」並びに別紙2「学校再開後の場面ごとの対策【小中学校版】」を参考にして実施する。また、文部科学省が示した方針のうち、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（別添1）及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」並びに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」も参考にする。
- 各教育活動実施の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」のチェックリストを活用する。

2 感染症対策について（県ガイドライン「I 感染症対策の徹底について」）

- 家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼する。※健康観察カードの活用（県ガイドラインP22）
- 体調不良（発熱、咳等のかぜの症状、倦怠感がある等）の場合、登校させないよう依頼する。
- 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。
- 教室における3つの密を徹底的に避ける。
 - 換気の悪い密閉空間は避ける。
 - 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。
 - エアコンの使用時も換気を行う。
 - 多数が集まる密集場所を作らない。
 - 身体的距離を確保する。
 - 間近で会話や発声をする密接場面を作らない。
 - 校内で対面にならないようにする。
 - 校舎内での通行方法を定める。
- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう児童生徒に指導する。
- 児童生徒が触れる共用箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒を行う。

3 教育活動再開後の学校給食について

- 全学年、6月1日（月）から提供する。
- 配食等については、ガイドライン等に基づき対応すること。特に、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗い及びマスクの着用を徹底すること。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの配慮をすること。

4 臨時休業分の授業日の振替措置について

- 第1学期を令和2年8月7日（金）までとする。（第1学期終業式8月7日）
- 第2学期を令和2年8月24日（月）からとする。（第2学期始業式8月24日）

5 3の措置に伴う学校給食の提供について

- 第1学期は、8月5日（水）まで提供する。
- 第2学期は、8月26日（水）から提供する。
- 追加分の給食費については、別途徴収する。

6 教育課程について（県ガイドライン「III 授業の遅れに対する学習の保障について」）

未指導分が生じており、年間指導計画の見直しが必要となる。見直しの際には、まずは年間指導計画の中の余剰時数で対応することとし、それでも不足する場合は、①時間割編成の工夫、②学校行事の削減等で対応する。
その際には、標準時数の確保自体を目的とするのではなく、学習の質を維持しつつ学習指導要領に示された「2 内容」を基に単元を精選するなど、年間指導計画の見直しを行う。

7 児童生徒の心のケアについて（県ガイドライン「IV 心のケア等に関することについて」）

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。

8 部活動について

部活動については、当面の間実施しない。

9 教職員の勤務・服務、健康管理について（県ガイドライン「V 教職員の勤務・服務、健康管理について」）

県ガイドラインに基づき適切に対応する。

10 その他

- 教育活動の再開以降も、一人一人「行動変容」や「行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に変わりありません。引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期するようお願いします。
- 教育活動の再開にあたり、児童生徒の登下校や放課後の見守り等に係る関係者・関係機関と連携を図るようお願いします。（スクールガード・リーダー、交通指導員、見守りボランティア、学童保育所等）
- 新型コロナウイルス感染症に関連したSNSへの投稿などによる誹謗中傷などは、差別や偏見につながる恐れがあることから、各学校においては児童生徒及び保護者へこうした行為を絶対しないように注意喚起をお願いします。
- 諸外国から帰国した児童生徒等については、国の検疫に関する最新情報に従いながら保護者との連絡を密にし、健康観察をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国や県の動向を注視しながら、上記の点（1～9）を急遽、変更することもありますので御了承ください。